

- ★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのままだ利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

組見本 (B5判縮小)

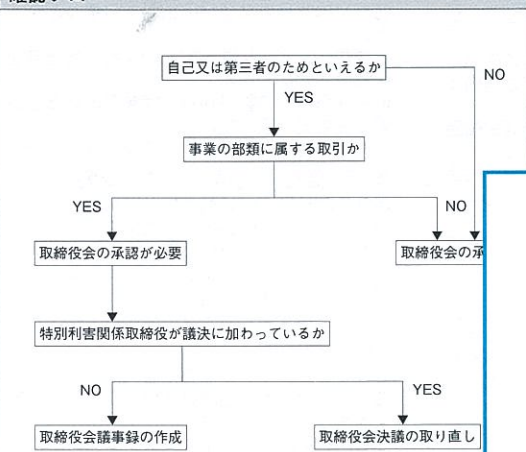
第2章 役員・株主等をめぐるコンプライアンス

2 取締役の忠実義務

○取締役が自社と競合する会社の代表取締役に就任し、業務を開始しようとするとき

フロー&チェック

確認フロー



状況チェック

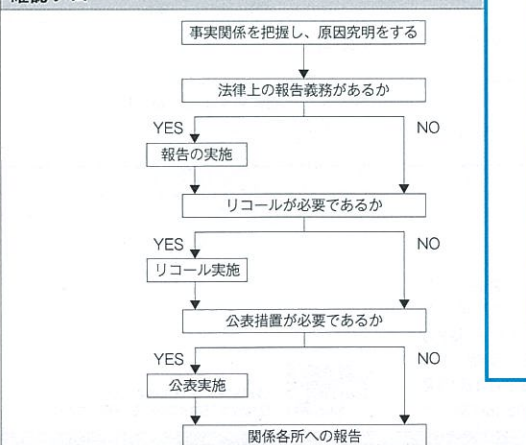
CHECK 1	取締役にも職業選択の自由があるので、他の会社代表取締役に就任して事業活動を行うことを認めている。
---------	--------------------------------------------------

第4章 第三者をめぐるコンプライアンス

○販売中の自社の製品に重大な欠陥が見つかった

フロー&チェック

確認フロー



第2章 役員・株主等をめぐるコンプライアンス

CHECK 2	取締役が自社と競合する会社の代表取締役に就任し、事業活動を行うことの取締役会の承認には「重要な事実」を開示している。	○
CHECK 3	取締役が自社と競合する会社の代表取締役に就任し、事業活動を行う場合、当該取締役が取引を行う都度、取締役会の承認が必要と考えている。	△
CHECK 4	取締役が自社と競合する会社の代表取締役に就任し、事業活動を行うことについて取締役会の承認決議を得るに際して、他の会社の代表取締役に就任しようとする当該取締役の取締役会決議における議決権の行使を認めている。	×
CHECK 5	取締役が自社と競合する会社の代表取締役に就任し、事業活動を行うことについて取締役会の承認を得たのであるから、会社に損害を与えたとしても免責している。	×

CHECK 1

取締役が他の会社の代表取締役に就任して事業を開始しようとするときは取締役会の承認(取締役会非設置会社では株主総会の承認)が必要となる場合があります。

会社法は、取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引を

第4章 第三者をめぐるコンプライアンス

CHECK 1

製品の重大な欠陥を発見した場合、まずは、どのような欠陥が発生しているのかを確認するとともに、当該欠陥に対してどのような対策を講じるのかを決定し、欠陥の発生原因についても併行して究明を進める必要があります。

自社の製品の欠陥に関する情報については、自社自ら発見する場合がありますが、取引先や顧客からの連絡によって把握をすることも多いと思われます。その場合、製品の欠陥について情報を受ける部署は、取引先や顧客により近い営業部門や苦情対応部門であることがあります。これらの部門は取引先や顧客からの申入れを解決することに注力することが多いため、製造部門、品質管理部門やコンプライアンス管理部門に対して直ちに当該欠陥の情報が連絡されるような体制を事前に構築しておき、当該欠陥に関する事実関係を把握し、関係部署において、速やかに今後の対策を検討すべきでしょう。製品の欠陥によっては、同一・類似製品を扱っている取引先へも早

第4章 第三者をめぐるコンプライアンス

品安全34④、公表すること以外に一般消費者に対する情報提供手段が想定しがたいため、製品の不具合に関する情報を公表することが望ましい場合が多いでしょう(⇒書式)。特に重大製品事故に該当する場合、内閣総理大臣(消費者庁)が公表する可能性がありますから(消費用品安全36①)、事実上公表することにならざるを得ないと思われます。また、重大製品事故以外の場合には、前記のように、独立行政法人製品評価技術基盤機構へ通知をすると、同機構により公表されます。消費生活用品以外の場合であっても、前記に準じて公表措置をとることが考えられます。

書式

○製品不具合に関する情報公表の文例

お詫びと自主回収のお知らせ

日頃は、弊社製品をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。この度、以下に記載をする製品(対象商品)について、[事故の具体的な内容(発生日、場所、事故概要)]という事故が発生し、対象商品を自主回収させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。誠に恐縮ではございますが、対象機種をご使用のお客様には、下記の連絡先までご連絡をお願い申し上げます。ご愛用のお客様には大変ご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げますが、なにとぞご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。今後は、より一層商品管理を徹底し再発防止に努めてまいります。

フロー&チェック 企業法務コンプライアンスの手引

フローとチェックで
視覚的にわかる!!

編集 企業活動法令遵守研究会

【代表】堂野 達之(弁護士) / 土森 俊秀(弁護士)



企業の法令遵守が厳しく問われています!

◆企業活動において、コンプライアンスに関わる判断に迷いやすいケースを取り上げ、その状況が妥当か否かを端的に示した上でわかりやすく解説しています。

1項目の構成

【確認フロー】

そのケースについて、基本的なコンプライアンスの考え方をフローで示しています。

【状況チェック】

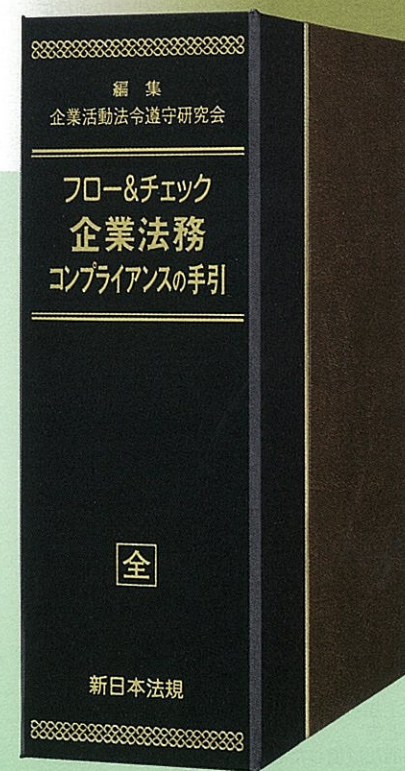
想定される企業活動の具体的な事例を掲げ、「○」「△」「×」でその妥当性を示しています。

【CHECK】

【状況チェック】において示された判断を基に、企業活動におけるコンプライアンス上の問題点や改善のポイントを解説しています。適宜、参考となる判例や書式も掲載しています。

◆企業法務に精通した弁護士が編集した、信頼できる確かな内容です。

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,142頁
定価13,200円(本体12,000円)送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章

総論

第2章

役員・株主等をめぐるコンプライアンス

第1 取締役・代表取締役

1 取締役の選任・解任

- 社長が自分の知人を取締役に選任したいとき
- 問題行動があると従業員から噂されている取締役を解任したいとき
- 代表取締役を代表から解職したいとき
- 1人しかいない取締役が死亡や行方不明等により職務を行えないとき
- 取締役の任期満了にもかかわらず、株主総会を開かず新たな取締役が選任されていないとき

2 取締役の忠実義務

- 取締役が自社と競合する会社の代表取締役に就任して事業活動を開始しようとするとき
- 退任予定の取締役による競業行為を防止するとき
- 取締役が自社と競合する会社の代表取締役に就任して事業活動を行っていることが発覚したとき
- 会社が取締役と利益が相反する取引を行おうとするとき
- 代表取締役が他の取締役に無断で自ら代表取締役を務める別の会社の債務を会社に連帯保証させたとき

3 取締役の報酬・退職慰労金

- 取締役の報酬を決定したいとき
- 勤務態度に問題のある取締役の報酬を減額したいとき
- 取締役や従業員にインセンティブを与えるためにストックオプションを付与したいとき
- 取締役が退任するため、退職慰労金を支払いたいとき
- 株主総会決議がないにもかかわらず、退任取締役から報酬や退職慰労金を請求されたとき

4 取締役の権限外の取引行為

- 代表権のない取締役や従業員が他社と取引をしようとするとき
- 取締役や従業員が権限がないのに会社に無断で他社と取引をしたとき

5 取締役の違法行為

- 取締役が預かり金の使い込み等の不正行為を行ったとき
- 株主から取締役の責任追及の提訴請求をされたとき

- 名前だけ借りた名目的な取締役が、第三者から損害賠償請求の訴訟を提起されたとき
- 経営陣と対立する株主から取締役解任の訴えの請求をされたとき
- 経営陣と対立する株主から取締役の職務執行停止・職務代行者選任の仮処分の申立てをされたとき

第2 取締役会

- 会社を設立するときに取締役会を設置するかどうかを決めるとき
- 取締役会を招集するとき
- 招集権者でない取締役や監査役から取締役会の招集請求を受けたとき
- 代表取締役社長が取締役会を開催、運営するとき

- 代表取締役社長が取締役会議事録を作成するとき
- 代表取締役社長が会社にとって重要な事業用資産を譲渡しようとするとき
- 代表取締役社長が会社のために金融機関から多額の借入をするとき
- 代表取締役社長が取締役会決議に反して、又は決議が必要なのに決議を経ないで、他社と取引をしたとき

第3 監査役・監査役会

- 監査役を選任したいとき
- 監査役の報酬を決定したいとき
- 監査役会を招集、開催、運営するとき

第4 株主総会

- 代表取締役社長が株主総会を招集しようとするとき
- 株主から株主総会の招集請求を受けたとき
- 株主から株主総会の議題提案権を行使されたとき
- 株主総会を運営、開催するとき
- 株主名簿には載っていないが実質上の株主に株主総会で議決権を行使させたいとき
- 株主総会議事録を作成するとき

第5 株主

- 法定の要件を充足した株主名簿を整備しようとするとき
- 経営陣と対立する株主から株主名簿の閲覧・謄写請求を受けたとき
- 経営陣と対立する株主から計算書類の閲覧・謄抄本交付請求を受けたとき
- 経営陣と対立する株主から会計帳簿の閲覧・謄写請求を受けたとき

第6 株式

- 名義株を整理しようとするとき
- 株主に相続が発生したとき
- 相続により準共有となっている株式につき議決権行使がなされたとき
- 会社が特定の株主から株式を取得しようとするとき
- 株券発行会社において株券の発行が失念されていたとき
- 株主が株券を紛失したとき
- 株券発行会社が株券不発行会社に移行しようとするとき
- 株式の譲渡制限を導入、変更、廃止しようとするとき
- 譲渡制限会社において、株式の譲渡承認請求がなされたとき
- 会社が譲渡制限株式を買い取る際に買取価格につき争いが生じたとき
- 株式の分割・併合を行おうとするとき
- 子会社が親会社の株式を取得しようとするとき
- 大株主であるオーナーが自ら保有する株式を多数人に譲渡しようとするとき
- 自社以外の未公開株の勧誘を行うとき

第7 資金調達

- 非公開会社が第三者割当により資金調達を行うおうとするとき
- 資金調達のために自己株式を利用しようとするとき
- 議決権や剰余金の配当につき内容の異なる種類株式を発行しようとするとき
- 拒否権付種類株式を発行しようとするとき
- 特定の株主の権利内容に差異(属人的定め)を設けようとするとき
- 会社がグループ内の会社に対して金銭の貸付けを行うとき(貸金業法との関係)
- 会社が社債により多数人から資金調達をしようとするとき
- 会社が少人数私募債により資金調達をしようとするとき

第8 組織再編等

- 他社と吸収合併をしようとするとき
- 採算部門と不採算部門を分離するために新設分割により会社分割をしようとするとき
- 不採算部門を他社に売り渡すために事業譲渡をしようとするとき
- 他社を100%子会社化するために株式交換をするとき
- 会社が資産超過のうちに清算しようとするとき
- 債務超過に陥った会社を清算しようとするとき
- 組織再編の際に株主が株式買取請求をなそうとするとき

第3章

従業員をめぐるコンプライアンス

第1 就業規則

- 就業規則と異なる労働条件を決めたいとき
- 就業規則を変更するとき

第2 採用

- 特定の宗教や反社会的勢力と関係があることを理由として採用拒否するとき
- 採用内定を取り消すとき
- 性別や年齢により募集条件等を変えたいとき
- 本採用拒否をするとき、試用期間を延長するとき

第3 賃金

- 賃金と貸付金等を相殺するとき
- 割増賃金を定額で支給するとき
- 最低賃金額を下回る賃金を支払うとき
- 賞与を減額や不支給とするとき
- 退職金を減額や不支給とするとき

第4 労働時間

- 始業前の用具点検等を命じるとき
- 休憩時間に電話当番等を命じるとき
- 法定時間外労働をさせるとき
- 裁量労働制で休日出勤するとき
- 変形労働時間制で所定外労働をさせるとき
- フレックスタイム制を導入するとき
- 年休の買上げをするとき
- 育児時間の請求があったとき
- 育児や介護を行う従業員から時間外労働・深夜労働制限の請求を受けたとき

第5 安全衛生・労働災害等

- メンタルヘルス対策をするとき
- 年少者に労働をさせるとき
- 通勤中や出張中の従業員が怪我をしたとき

第6 企業秩序・人事

- 従業員が内部告発をしたとき
- 従業員を懲戒するとき
- 従業員を降格させるとき
- 従業員を向出させるとき
- メンタル疾患(私傷病)で休職していた従業員を職場復帰させるとき

第7 労働関係の終了

- 希望退職を実施するとき
- 事業縮小に伴う整理解雇を行うとき
- 定年後の従業員を再雇用するとき

第8 団体的労使関係

- 団体交渉を拒否あるいは打ち切りの通告をするとき
- 労働協約で定められた労働条件を変更するとき
- 従業員から不当労働行為と指摘されたとき

第9 非正規労働者

- 契約期間の途中で従業員を解雇するとき
- 更新を重ねた契約社員を雇止めするとき
- パートタイム労働者を受け入れるとき
- 派遣労働者を受け入れるとき

第4章

第三者をめぐるコンプライアンス

第1 取引先

1 契約等

- 初めての取引先と取引を開始するとき
- 営利法人以外の法人と取引するとき
- 株式会社以外の法人と取引するとき
- 法人格がない取引の相手方の責任を追及したいとき
- 個人保証を求められたとき
- 販売中の自社の製品に重大な欠陥が見つかったとき
- 自社の会計処理に不正な点が見つかったとき
- 長期間継続してきた契約を打ち切りたいとき
- 取引先に対する債権を回収したいとき
- 取引先が倒産するのではないかと噂を聞いたとき

2 個人情報保護

- 業務委託先に自社の顧客情報を渡すとき
- 業務委託を受ける際に、取引先から顧客情報を預かるとき
- 自社の顧客情報を取引先と共同利用したいとき
- 顧客情報を第三者に提供するとき

3 特定個人情報(マイナンバー)

- 従業員から個人番号を取得するとき
- 特定個人情報の取扱いを委託するとき
- 特定個人情報漏えい等したとき

4 独占禁止

- メーカーが販売業者に対し、商品を販売できる地域や販売価格について取決めを求めるとき
- メーカーが取引先に対し、自社商品のみを販売し、他社の商品を取り扱わないよう求めるとき
- 取引先が自社の商品をいくらで販売しているか、どのように販売しているか等について調査をしたいとき
- 自社主催のイベントに取引先へ参加を求めたり、協賛金の支払や運営のための人員派遣を依頼するとき
- 取引先に製品の販売権を付与する際、自社製品と競合する製品の研究開発をしないよう求めるとき
- 業界の有力企業で新しい技術の共同研究開発を行うとき
- 業界団体において自主規制基準を設けようとするとき
- 業界団体において、業界の料金相場を調査し、公表するとき
- フランチャイズの本部から契約違反を理由に契約を打ち切られたとき

5 下請代金支払遅延等防止

- 下請業者に請負業務の発注をするとき
- 納期前の下請業者による納品を拒みたいとき
- 今月支払分の請負代金を来月支払にしたいとき
- 下請業者から納入された品物を返品したいとき
- 下請業者に提供した材料の代金について先払いを求めたいとき
- 相場よりも相当低い請負代金額を下請業者に提示したとき

6 犯罪収益移転防止

- 金融機関等と新規取引を開始する際に本人特定事項等の確認を求められたとき

7 金融商品取引

- 上場している取引先の未発表の重要情報を知った上で取引するとき

8 海外関係

- 海外の取引先と取引をするとき
- 商品を外国に輸出するとき
- 外国会社との取引で、外国会社の担当者から取引を行う見返りとしてリベートの支払を求められたとき
- 外国で申請した手続に関してその国の担当官から少額の金銭を要求されたとき

第2 消費者・顧客

1 契約

- 顧客が未成年者や高齢者であるとき(又は判断能力に疑問があるとき)
- 顧客が架空名義や第三者名義を使っているのではないかと思われるとき

2 個人情報保護

- 顧客から個人情報取得するとき

3 独占禁止等

- 仕入価格を下回る価格で、顧客に商品を販売するとき
- 新商品を販売する際に、キャンペーンで、商品などを大量に無料配布するとき
- ある商品を顧客に販売する際に、当該商品と関係のある自社のサービスについても契約するよう求めるとき
- 広告をする際に自社の商品が他社の同種商品よりも優れていることを表示するとき
- セールの際に、数量等が限定された目玉商品を用意して広告を行うとき

4 特定商取引等

- 個人宅を訪問して、商品を販売したり、不用品等の買取を行ったりするとき
- 電話で商品の購入を勧誘するとき
- インターネット上にウェブサイトを開設し、これを通して商品の注文を受け付けるとき
- 電子メールを配信して自社の新商品を対象とした通販商品の広告を行おうとするとき

第3 反社会的勢力

- 反社会的勢力排除のために会社の体制を整備したいとき
- 新たな取引先との間で取引を始めようとするとき
- すでに取引を行っている相手が反社会的勢力と判明したとき
- 反社会的勢力から面談を求められたとき

第4 政治との関わり

- 会社が政治献金(寄附)を行うとき
- 会社が選挙運動を手伝うとき

第5章

環境をめぐるコンプライアンス

第1 廃棄物処理・リサイクル

- 産業廃棄物の運搬及び処分に係る委託をするとき
- 自社の工場から出た産業廃棄物の処分を委託するとき
- 工場から継続的に廃油(揮発油)を排出するとき

第2 化学物質管理

- 危険物・有害物質を使って作業をするとき
- 危険物・有害物質を輸送・保管するとき
- 危険物・有害物質を廃棄・排出するとき
- 有害物質を取り扱う工場を廃止するとき

第3 温暖化・省エネ

- 大量のエネルギーを使用したり、温室効果ガスを排出しているとき(温暖化対策推進法)
- 工場や事業所等で大量の電気や石油等のエネルギーを使用するとき
- 社宅を大規模修繕するとき

第4 騒音・振動等

- 工場の機械で騒音や振動が生じるとき
- 作業場が住宅地域にあるとき

第6章

知的財産をめぐるコンプライアンス

第1 特許権・実用新案権

- 特許又は実用新案登録の出願をしようとするとき
- 社員がした発明又は考案に関する権利を自社に帰属させたいとき
- 他社から自社の製品が特許権を侵害するとの警告書を受け取ったとき
- 他社から特許権のライセンスを受けるとき

第2 商標・商号・ドメイン名

- 自社の商標について商標権を取得したいとき
- 他社から自社の商品名が商標権を侵害するとの警告書を受け取ったとき
- 他社から商標権のライセンスを受けるとき
- 自社の商号を決定するとき
- 自社が使用するドメイン名を決定するとき

第3 意匠権

- 自社の意匠について意匠権を取得したいとき
- 他社から自社の製品が意匠権を侵害するとの警告書を受け取ったとき
- 他社から意匠権のライセンスを受けるとき

第4 著作権

- 他社から自社の資料が著作権を侵害するとの警告書を受け取ったとき
- 他社と著作物の利用に関する交渉を行うとき
- 他人の著作物を引用して利用したいとき

第5 不正競争

- 自社が開発した技術を営業秘密として保護したいとき
- 他社から自社の使用する技術が営業秘密の不正使用との警告書を受け取ったとき
- 他社からノウハウのライセンスを受けるとき
- 他社の商品の形態を参考にして商品を開発するとき
- 自社の商品の品質、内容等の広告をするとき

索引

○事項索引

- 内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
総務本部 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.6) 636-1⑥



この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。